

許可番号 第04320065706号

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県水俣市白浜町9番28号

氏名 株式会社久環
代表取締役 橋本 義一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 令和3年2月12日
(2021年)許可の有効年月日 令和8年1月11日
(2026年)

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理業	破砕・分級	金属くず（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類に付着するものに限る。）ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破砕・分別	紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（廃石膏ボードに限る。石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破砕	木くず、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	選別	紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	焼却	紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

(裏面に続く)

(裏面)

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
破碎・分級	熊本県水俣市袋字山神 迫1639番39	平成17年 (2005年)9月12日 平成17年 (2005年)4月8日 第中-170号	320t/日 (8h)
破碎・分別	熊本県水俣市袋字山神 迫1639番39	平成17年 (2005年)9月12日	1.6t/日 (8h)
破碎	熊本県水俣市袋字山神 迫1639番90外	平成21年 (2009年)8月5日 平成21年 (2009年)7月30日 第中-211号	44t/日 (8h) : 木くず 47.5t/日 (8h) : 廃プラスチック類
選別	熊本県水俣市袋字山神 迫1639番90	平成24年 (2012年)1月25日	71.6t/日 (8h)
焼却	熊本県水俣市袋字山神 迫1639番90	平成30年 (2018年)4月15日	4.656t/日 (24h) : 紙くず 4.632t/日 (24h) : 木くず 3.984t/日 (24h) : 繊維くず

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用し、毎月報告すること。
- (3) 処分後の廃石膏ボードにアスベストが混入していないことを確認するため、年2回検査を行い、水俣保健所へ報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成18年(2006年)1月12日付けで新規許可
- (2) 平成22年(2010年)1月21日付けの変更届出により破碎施設(設置年月日:平成17年(2005年)9月12日、処理能力:木くず41.3t/日(8h)、廃プラスチック類48.2t/日(8h))を廃止及び破碎施設を設置
- (3) 平成23年(2011年)1月17日付けで更新許可
- (4) 平成25年(2013年)2月22日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「選別」を追加及び「手選別」を廃止)
- (5) 平成27年(2015年)12月17日付けで更新許可
- (6) 平成30年(2018年)9月7日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:橋本 茂木)
- (7) 令和2年(2020年)9月2日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「焼却」を追加)
- (8) 令和3年(2021年)2月12日付けで更新許可

5. 規則10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」